

週休２日制工事実施要領の一部改正について

令和６年７月１９日

工事検査課

本市は令和６年４月１日付で、「四日市市週休２日制工事実施要領」及び「四日市市週休２日制工事実施要領（営繕工事）」を制定しましたが、この度、三重県において令和６年７月１日付で「週休２日制試行要領」等の改正があり、本市においても要領の一部を改正します。

○改正内容

要領（別紙１）に、週休２日制工事に関する経費の補正係数等を定めていましたが、今後は、三重県における「通期」の補正係数等を準用することとします。

○準用する経費の適用時期

「週休２日制工事の当初積算における週休２日に関する経費について」を参照してください。

〔問い合わせ先〕

○実施要領に関すること

四日市市役所 総務部 工事検査課

TEL ０５９－３５４－８１２７

○入札に関すること

四日市市役所 総務部 調達契約課

TEL ０５９－３５４－８１２５

○工事に関すること

各工事担当課